



固定資産税に関する申告のお願い

固定資産をお持ちの方へ ～令和7年中に土地・家屋の利用状況が変わったら必ずご連絡ください～

未登記家屋を相続した 所有者移転の手続きが必要です。

家屋を取り壊した 固定資産税額が変わる場合があります。取り壊した家屋の所在地・用途をご連絡ください。

固定資産税減税制度 ～忘れずに申告を～

家屋を改修する場合、要件を満たしていれば固定資産税が減額されます。

	耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修
要件	- 昭和57/1/1以前に建てた住宅で、現行の耐震基準に適合する改修をしている - 改修費用が50万円以上	- 新築から10年経過した、改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅で、65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、または障がい者が居住している - 改修費用が50万円以上(補助金などを除いた工事費用)	- 平成26/4/1以前に建てた住宅で、窓の断熱改修工事など現行の省エネ基準に適合する改修をし、改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの - 改修費用が60万円以上(補助金などを除いた工事費用)
方法	耐震基準適合証明書などを添付し、工事完了後3カ月以内に申告	改修内容が分かる書類などを添付し、工事完了後3カ月以内に申告	熱損失防止改修工事証明書などを添付し、工事完了後3カ月以内に申告

償却資産（固定資産税）の申告のお願い

申告が必要な事業主 個人・法人を問わず、令和8/1/1現在で償却資産を所有している事業主

申告期限 令和8/2/2日

償却資産とは 土地・家屋以外の事業に供することができる資産(構築物、機械・装置、工具、備品など)で、その減価償却額などが法人税法・所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもの

☎ 税務課資産税班 (☎71-3317)

確定申告に向けて



手続きが必要です

障害者控除関連書類（手帳がない方）

障害者手帳などを持っていない方でも、身体または知的障がい者に準ずる65歳以上の方は、控除を受けることができる場合があります。対象となる方には「障害者控除対象者認定書」を交付しますので、申請してください。

申請期限 12/12日 **発送時期** 令和8年1月中旬
その他 身体状況などの調査を基に町の基準で判断します。

医療費控除関連書類（おむつ代）

おむつ代の申告には、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。おむつ代の医療費控除を受ける方は、証明書の代わりに「介護保険主治医意見書内容確認証明書」を町が無料で発行できる場合がありますので、申請してください。

対象 6カ月以上寝たきりで、町の要介護認定を受けている方など

☎ 高齢介護課介護保険班 (☎71-5348)

下記の書類は自宅に届きます

ID検索 1710

医療費控除関連書類

◆国民健康保険 ◆後期高齢者医療保険

令和7年1～12月に保険診療を受けた費用に関する医療費通知書を郵送します。

- 国民健康保険 1～10月診療分…令和8年1月中旬
- 後期高齢者医療保険 1～11月診療分…令和8年2月中旬

※通知書が確定申告に間に合わない場合は「医療費控除の明細書」に診療分の明細を記入してください。

※上記以外の診療分については、3月中旬に郵送します。

社会保険料控除関連書類

◆国民年金 ◆国民健康保険 ◆後期高齢者医療保険 ◆介護保険

令和7年1～12月に納めた保険料(料)に関する納付済額確認書(控除証明書)を郵送します。

詳細はホームページをご確認ください。

☎ 福祉保険課国保年金班 (☎71-3190)